

外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業（介護施設等）実施要綱

1 趣旨

この要綱は、愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱に基づく外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業（介護施設等）について、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

経済連携協定（EPA）又は交換公文に基づき入国し、介護施設等（障害者施設等は除く）で就労しながら介護福祉士国家資格の取得を目指す者（以下「外国人介護福祉士候補者」という。）に対して、日本語及び介護分野の専門知識に係る学習の支援を行うことで、介護福祉士国家試験に合格できるようにすることを目的とする。

3 補助対象事業者

愛知県内に所在し、外国人介護福祉士候補者を受け入れている介護施設等の開設者とする。

4 補助事業の内容

外国人介護福祉士候補者の受入施設における次に掲げる経費を補助する。

- (1) 就労中の外国人介護福祉士候補者の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等）及び学習環境の整備に要する経費
- (2) 就労中の外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講に要する経費
- (3) 外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費

5 その他

- (1) 補助事業者は、外国人介護福祉士候補者の日本語能力及び介護分野の専門知識等に係る学習の進捗の取得状況に応じた学習支援計画等を策定、提出すること。
- (2) 本事業の実施に携わる者は、外国人介護福祉士候補者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報、業務目的以外で他に漏らしてはならないこと。
- (3) 4（2）については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則第13条第1号イに規定する第一号研修又は同号ロに規定する第二号研修の受講に係る経費を対象とする。なお、当該第二号研修のうち、基本研修及び実地研修の受講後に、追加的に実地研修のみを受講する場合の経費については、対象としない。

また、当該経費に係る補助金の交付については、当該年度中に外国人介護福祉士候補者が、当該研修を受講する場合であって、当該外国人介護福祉士候補者1人当たり、日本での滞在期間中1回までを対象とする。ただし、受講する喀痰吸引等研修が当該年度内に終了しない場合は、当該研修の受講に要する補助基準額の範囲内で、当該年度内に

係る経費を月割りにして計上する。

- (4) 本事業は、同年度、愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱に基づく外国人介護人材受入施設等環境整備支援事業による補助金を始め、同様の経費について他の補助金等の交付を受けている場合は補助の対象としない。
- (5) この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は令和5年9月12日に施行し、令和5年4月1日から適用する。